

### 第 3 問 答案用紙< 1 > (会 計 学)

問題 1

問 1

① 所有権移転ファイナンス・リース	② 長期前受収益	③ 未払利息
④ 39,095 千円	⑤ 5,095 千円	⑥ 長期前受収益償却
⑦ リース投資資産	⑧ 43,000 千円	⑨ 7,624 千円

問 2

2つの取引は、借手（買手）が物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、使用に伴って生じるコストを実質的に負担する点で共通している。また、代金またはリース料の支払いが長期的かつ分割によって行われるとともに、利息相当額が含まれる点、最終的に所有権が借手（買手）に移転する点で類似している。

# 第 3 問 答案用紙< 2 > (会 計 学)

**問題 2**

**問 1**

(単位：百万円)

①	16,990	②	10,000	③	3,000
④	238,300	⑤	2,740	⑥	500
⑦	448,500	⑧	5,500	⑨	500

**問 2**

存続会社に引き継がれた消滅会社（消滅会社の事業に対する投資は、その企業結合の前後  
 -----  
 で継続していることから、取得企業（消滅会社）の資産および負債は、存続会社の個別財務  
 -----  
 諸表において合併直前の適正な帳簿価額により計上する。

## 第4問 答案用紙<1> (会 計 学)

**問題 1**

**問 1**

自己株式を取得したのみでは発行済株式総数が減少するわけではなく、取得後の処分もあり得ることから、自己株式の保有は処分または消却までの暫定的な状態であると考え、aを採用している。

**問 2**

a  b  理由：自己株式の取得の対価として他の種類の自己株式を交付する取引の実態は、純資産の部の株主資本内の移動であって、新たな払込みの事実がなく、払込資本を増減させる必要はないとの考え方が基礎にある。

**問 3**

a  b  c  理由：自己株式の取得は、株主との間の資本取引であり、会社所有者に対する会社財産の払戻しと位置付け、純資産の部の株主資本から控除する会計処理を採用している。その考えとの整合性からは、aおよびbのような、換金可能な資産としての側面に着目し、自己株式を時価で測定する方法は適切ではないと考えられる。したがって、現行制度ではcの方法を採用している。

**問題 2**

**問 1**

a：一時差異等が発生した期の損益計算書において、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的としている。  
b：一時差異等が解消する期間における法人税等を減額または増額させる効果を、貸借対照表の繰延税金資産または繰延税金負債として計上することを目的としている。

**問 2**

a  b  理由：資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいい、ここで経済的資源とは、キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉を意味する。繰延税金資産は、将来の法人税等の支払額を軽減することによりキャッシュの獲得に貢献するため、その金額が税率の変更によって変動する場合には、繰延税金資産の計上額を修正すべきとの考え方に基づいている。

**問 3**

a  b  理由：将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金は、繰越期間に課税所得が生じた場合に課税所得を減額することができる。その点において将来の法人税等の支払額を軽減する効果のある将来減算一時差異と同様であり、将来の法人税等に対する影響を表示することを目的としたbの考えと整合している。

## 第4問 答案用紙<2> (会 計 学)

### 問題3

#### 問1

原則として、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率がおおむね80%から125%までの範囲内であれば、ヘッジの有効性が認められる。

#### 問2

原則的な会計処理方法を採用した場合、外貨建金銭債権と為替予約のそれぞれが独立で処理され、それらの期末換算差額および期末時価評価差額の両者が年度利益に計上される。それに対し、振当処理を採用した場合、直々差額の全額が為替予約を行った期の年度利益に含まれ、直先差額は為替予約締結日から決済日までの間に期間配分された金額が年度利益に含まれる。

#### 問3

経過勘定の会計処理は、収入、支出額のうち、各会計期間の帰属分のみを収益、費用とする期間配分のために行われるものである。直先差額は、2通貨間の金利差が主な原因として生じたものであり、為替予約時から決済時までの金利の調整として期間配分するものである。したがって、直先差額の期間配分を行う振当処理は、経過勘定の会計処理と整合したものであるとして、現行の会計基準で認められている。

### 問題4

#### 問1

リストラクチャリングによる従業員の大量退職などにより平均残存勤務期間の再検討を行った結果、平均残存勤務期間が費用処理年数より短くなったことを原因として費用処理年数を変更する場合は、会計事実の変更に伴う費用処理年数の変更であるため、会計上の見積りの変更となる。一方、これ以外の合理的な理由により変更する場合は会計方針の変更となる。

#### 問2

長期国債等の利回りの低下による基礎率を変更は、数理計算上の差異の費用処理年数の根拠となる平均残存勤務期間には直接的な影響を及ぼすものではない。したがって、費用処理年数を変更するような会計上の見積りの変更とはならない。また、会計方針の変更として費用処理年数を変更する正当な理由にも該当しない。よって、基礎率の変更を理由とする数理計算上の差異の費用処理年数は変更できない。

第5問 答案用紙<1>  
(会 計 学)

問題1

a	その他の包括利益	b	組替調整	c	51
d	70.2	e	資本剰余金	f	減算
g	売却				

問題2

(単位：千円)

①	15,300	②	2,368	③	39,224
④	6,000	⑤	7,544		

問題3

貸方金額には、( )を付すこと。

(単位：千円)

ア	36,000	イ	34,600	ウ	15,230
エ	72,000	オ	15,280	カ	(47,800)
キ	(50,000)	ク	(58,533)	ケ	(280,000)
コ	140,100	サ	109,200	シ	296
ス	(7,200)	セ	(4,350)	ソ	(6,000)
タ	(10,410)	チ	500	ツ	3,420
テ	(21,861)	ト	(23,309)	ナ	(1,352)
ニ	(456)	ヌ	305	ネ	4,000
ノ	1,641	ハ	(27,643)		

第5問 答案用紙<2>  
(会 計 学)

問題4

① S社において、投資有価証券（その他有価証券）の一部を売却したことによって、6,000千円の売却益（特別利益）が生じている。当該金額からその税金影響額を除いた金額について、当期純利益が一時的増加するとともに、その他の包括利益が3,600千円組替調整によって一時的に減額している。

② 関連会社であったT社の株式を取得し、子会社となったことにより、連結財務諸表上、段階取得に係る差益10,410千円が特別利益に生じている。それにより、当期純利益が一時的に増加している。

問題5

問1

子会社に該当するか否かについては、意思決定機関を支配しているかどうかという支配力基準によって判定する。P社のT社に対する議決権の所有割合が40%以上50%以下の範囲であるため、緊密者および同意している者の議決権、T社の取締役会等の構成、重要な方針決定に関する契約、T社に対する融資の状況、その他、実質的に意思決定機関を支配している事実が認められるか否かによって、子会社に該当するか否かが判定される。

問2

仮にT社が20X2年度期末時点においてP社の子会社と判定されている場合、個別財務諸表の会計処理は子会社と判定されなかった場合と異ならない。しかし、連結財務諸表上は、S社株式の譲渡によるT社株式の取得は共通支配下の取引等に該当し、段階取得には該当しない。そのため、段階取得による差益やのれんの計上は行われず、持分変動による差額2,056千円が資本剰余金として扱われることになる。